集団セミナー受講規約

第1条 (本規約の目的)

本規約は、和から株式会社(以下、「甲」という)が主催する"大人のための数学教室「和」"(以下、「当教室」という)が提供する集団セミナー(以下、「集団セミナー」という)を受講しようとする受講者(以下、「乙」という)に対して、甲及び乙の基本的合意事項と諸条件を明確にする事にある。

第2条 (集団セミナーの提供)

- 1. 乙は、集団セミナーの受講を希望する場合、別途定める集団セミナー申 込書を甲に対し提出し、甲の承諾を得なければならない。
- 2. 甲は、乙の申込みを承諾する場合、乙に対しその旨の通知をするものとする。ただし、甲の承諾後であっても、集団セミナーの受講者が予定人数に満たない等の場合、又は担当講師の不慮の事故や不在等により集団セミナーを開催することが困難であると甲が合理的に判断する場合には、第1回目のセミナーを開催する前までに、甲は承諾を撤回することができる。
- 3. 集団セミナーは、当教室が指定した講師により、当教室が定めた日時及 び場所で行われるものする。当教室は、予め乙に通知することにより、講 師、日時及び場所を変更することができる。
- 4. 前項の変更がなされた場合であっても、甲は、乙に対し補講や補償、受 講料の返金、損害賠償等は行わないものとする。

第3条(欠席)

- 1. 乙が集団セミナーの開始時刻に不在の場合でも、集団セミナーは実施するものとし、この場合、乙に対する補講や受講料の返金は行わないものとする。
- 2. 天変地異、戦争、テロ、台風等の悪天候その他不可抗力により集団セミナーが実施できないと甲が判断する場合には、当該集団セミナーは中止し、後日、振替実施をするものとする。

第4条(受講料)

- 1. 乙は、別途定める日までに、集団セミナーの受講料を、別途定める口座に振込むものとする。
- 2. 前項の受講料が支払われるまで、乙は、集団セミナーの受講はできない。 受講料の未払いのため乙が受講できないまま集団セミナーが行われた場 合であっても、乙に対する補講や受講料の返金は行わないものとする。
- 3. 支払済の受講料は、第1回目のセミナーが開催された後は、いかなる事由が発生しようとも返金されないものとする。

第5条 (遅延損害金)

- 1. 甲の督促にもかかわらず、乙が支払うべき受講料を指定の期日までに支 払わなかった場合には、甲は乙に年14%の割合で遅延損害金を請求できる ものとする。
- 2. 前項において、甲から乙に遅延損害金の請求がなされた場合、乙は遅滞なくこれを甲に支払うものとする。

第6条(著作権、肖像権等の保護)

- 1. 当教室が乙に提示、貸与、供与、譲渡又は販売する教材、書籍、レジメ 等について、紙媒体、電子媒体、光媒体その他如何なる媒体かは問わず、 乙は当教室の書面による事前の承諾なしに複製、第三者への供与・貸与、 第三者への公開をする等の行為をしてはならない。乙は、日本国の著作権 法を順守するものとする。
- 2. 乙は当教室の書面による事前の承認なく、乙受講の集団セミナー又は当 教室主催の他の如何なるセミナー等に関し、その内容を録音、撮影しては ならない。
- 3. 前項において、当教室が書面で承認したセミナーの録音、撮影と雖もその用途は乙自身の当該集団セミナーの学習目的に限るものとする。
- 4. 前項で録音、撮影した媒体が、前項の目的以外に使用され又は第三者に提供された場合には、当教室は乙にその全ての回収と損害賠償を請求できるものとし、乙はその際にはこれを受け入れるものとする。

第7条 (権利の譲渡の禁止)

- 1. 乙は本規約や集団セミナーに関する如何なる権利をも第三者に譲渡して はならない。
- 2. 乙は自身の受講する集団セミナー又は他の如何なるセミナーにも第三者 (乙の子を含む。)を同席又は出席させてはならない。

1. 集団セミナーにより、乙がその目的・目標を達したか否か等の結果や理解度に関して甲及び当教室は一切の責任を負わないものとする。

2. 当教室のセミナー実施中又はセミナーの前後において、セミナーの開催 場所で受講者同士又は受講者と第三者との間で紛争が発生した場合は当 事者同士で解決するものとし、甲及び当教室は一切これには関知しないも のとする。

第9条 (所有物の管理)

- 1. 乙は集団セミナー開催場所における自己の所有物は自己の責任で管理するものとする。
- 2. 当教室の集団セミナー開催場所で、乙の物品が紛失したり、滅失したり、 盗まれたり又は忘れものをしたりしたとしても、当教室は一切責任を負わ ないものとする。

第10条(注意事項)

- 1. 乙は受講中又はその前後において大声をあげるなどして教室のある場所で騒いだり又は暴力を振るったりして、セミナー及び他の受講者の邪魔をしてはならない。
- 2. 甲の注意にも拘らず乙が前項を守らない場合には甲は集団セミナーの受講を拒むことができる。この場合、乙に対する補講や受講料の返金は行わないものとする。
- 3. 甲は受講者用の駐車場を提供しないため、乙が受講に際して車で来場する場合であっても、これに伴い発生する責任は乙が負うものとし、甲は一切関知しないものとする。

第11条 (変更)

甲は、本規約の目的に反しない合理的範囲で、本規約を変更することができる。この場合、ホームページや教室等へ掲示することにより、変更内容を告知することとする。

第12条(信義則)

- 1. 甲及び乙は本規約を信義誠実の原則に基づいて履行するものとする。
- 2. 本規約に定めのない事項又は本規約の事項に疑義が生じた場合には関係 法令及び互いの信義則に基づいて甲及び乙は誠意をもって協議し円満解 決を図るものとする。

第13条(合意管轄)

前条においても解決しない場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的 合意管轄裁判所とする。

以上

第8条 (甲及び当教室の責任の限度)